

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 木質バイオマス加工流通施設等整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111 (内 3014)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 34,059 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 要求額 | 34,059 | 34,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 |
| 決定額 | 34,059 | 34,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地球温暖化防止対策や東日本大震災の教訓から再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対する期待は高まっている。

県では第二期岐阜県森林づくり基本計画 (以下、基本計画。) の木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクトに基づき、木質バイオマスエネルギーの推進を進めてきたところであるが、こうした中、平成 26 年度に瑞穂市において、県内初となる間伐材等未利用木材を主な燃料とする木質バイオマス発電施設が稼働した。また、令和 2 年度には 2 号機が稼働を開始した。今後は発電施設等の木質バイオマス利用施設を安定的に稼働させるための燃料供給体制づくりが必要である。

そのため、国の「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」を活用し、木質バイオマス利用促進施設の整備に対して助成する。

(2) 事業内容

【事業主体】 木材関連業者等の組織する団体

【事業内容】 移動式チップパー、燃料配送車

【補助率】 1 / 3

(3) 県負担・補助率の考え方

補助金の財源は国庫支出金のため県負担なし
補助率は、国が設定

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|----------|--------|---------------------------|
| 補助金 | 34,000 | 木質バイオマスエネルギー加工流通施設等に対する助成 |
| 旅費 | 27 | 業務旅費等 |
| 消耗品費 | 7 | コピー代等 |
| 役務費 | 12 | 郵便代、電話代 |
| 使用料及び賃借料 | 13 | 会議室使用料 |
| 合計 | 34,059 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29～R3年度）

【重点施策】

地産地消型木質バイオマスエネルギー活用プロジェクト

地産地消型木質バイオマスエネルギーの推進を進めるため、燃料の安定供給体制を構築するとともに、地産地消型の木質バイオマス利用施設（熱電併給型、熱供給型等）を整備し、地域内で資源循環利用ができる体制を整備する。

(2) 国・他県の状況

国は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業により木質バイオマスの利用を推進している。

(3) 後年度の財政負担

利用施設の整備に合わせ、後年度以降も事業を実施していく。

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

第3期岐阜県森林づくり基本計画で定める、計画終期である平成33年度の木質バイオマス利用量（燃料用途）100千m³を目標とする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 基準年 | 指標の推移 | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------|-----|
| 木質バイオマス利用量（燃料用途） | 90千m ³ (H27) | —千m ³ () | 93千m ³ (R元) | 100千m ³ (R3) | 93% |

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

(前年度の成果)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p> | |
| （評価） | <p>○ エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止への対応として、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対して期待が高まっており、事業の必要性は高い。</p> |
| <p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p> | |
| （評価） | |
| <p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p> | |
| （評価） | |

（今後の課題）

間伐材等未利用木材は、県全域に広く分散しており、また取引価格も安く収益性が低いことから、活用を促進するためには各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環（地産地消）システムづくりを推進する必要があり、その一環として、木質バイオマス利用促進施設の導入を促進する必要がある。

（次年度の方向性）

再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーへの期待が高まっている中、木質バイオマスエネルギーへの転換及び間伐材等未利用木材の有効活用を図るため、次年度以降も事業の継続が必要である。